

栃木県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年 2 月 2 日

栃木県監査委員 阿 部 寿 一
同 金 子 裕
同 金 井 弘 行
同 石 崎 均

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
職員総務課	平成27年 8 月 19 日	収入・支出事務のうち、普通旅費において、旅費システムに同一の旅行命令が重複して登録され旅費の請求が行われたため、過支給となっているものが72件138,565円あった。 今後は、チェック機能の強化を図るなど、適正な旅費事務の執行に努められたい。	過支給分については、速やかに返納処理を行うとともに、システム改修等の対応を図りました。 今後は所属に対し定期的に重複登録の確認を依頼するほか、広報紙等により職員に対して注意喚起を行い、適正な事務執行に努めます。
消防防災課	平成27年 8 月 17 日	収入・支出事務のうち、県有財産使用許可に伴う土地使用料、家屋使用料及び工作物使用料において、調定時期の遅延しているものが6件234,822円あった。	今後は、事務担当者及び出納員による調定時期の確認作業を徹底すると共に、業務チェックリストを作成するなどして、適正な事務執行に努めます。
保健福祉課	平成27年 8 月 18 日	補助金等事務のうち、福祉人材対策費に係る外国人介護福祉候補者受入施設学習支援事業費補助金において、概算払で支払う場合には、その年度内に支払わなければならないが、出納整理期間中に支払いをしているものがあった。 前年度においても同様の事務処理が行われており、今後は、内部チェック機能の強化を図るなど、再発防止に努められたい。	補助金等の支払いについては、今後、このようなことがないよう事務担当者及び出納員によるチェックを徹底するなど、適正な事務執行に努めます。
県東健康福祉センター	平成27年 7 月 28 日	収入・支出事務のうち、感染症対策費に係る扶助費において、控除すべき高額療養費の確認を行わなかったため、過支出となっているものが3件356,025円あった。	過支給分については、速やかに返納処理を行いました。今後は今回新たに作成した「対応マニュアル」により窓口での確認を徹底するとともに、支給額に係る内部でのチェック体制を強化し、適切な事務執行に努めます。

河内農業振興事務所	平成27年 7月14日	工事事務のうち、水利施設整備事業費（国庫・県単）に係る水路工事の設計積算において、コンクリート工の養生について、養生条件を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件475千円あった。	設計積算に当たっては、現場条件に合致した積算条件を適用すべく、適用条件の明確化、チェック体制の改善など適正な事務執行に努めます。
企業局	平成27年 7月14日	公営企業会計のうち、賞与引当金において、賞与に対応する法定福利費の計上を行っていないため、引当不足となっているものが6件10,012千円あった。また、退職給付引当金において、繰入額の算定を誤ったため、引当不足となっているものが1件64千円あった。	指摘を受けた引当不足額については、平成27年度補正予算に所要額を計上し、措置します。今後は、事務担当者間によるチェックを徹底し、適正な決算調製に努めます。
		公営企業会計のうち、預り金の管理において、長期間処理が行われていないものが72,800円あった。	指摘を受けた預り金については、雑収入として適正に処理を行いました。今後は、事務担当者及び出納員によるチェックを徹底し、適正な事務執行に努めます。